

## 萩市介護予防・日常生活支援総合事業サービス実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、居宅要支援被保険者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語は、この要綱において定めるもののほか、法、省令、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）の例による。

### (事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

#### (1) サービス事業

ア 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（以下「訪問型サービス」という。）

(ア) 介護予防訪問介護相当サービス（旧介護予防訪問介護に相当する訪問型サービス。  
（以下「訪問介護員等によるサービス」という。）

(イ) 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援（以下「訪問型サービスB」という。）

イ 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「通所型サービス」という。）

(ア) 介護予防通所介護相当サービス（旧介護予防通所介護に相当する通所型サービス。  
以下「通所介護事業者の従事者によるサービス」という。）

① 省令第140条の63の6第1号イに規定するサービス（旧介護予防通所介護に相当するサービス）

② 省令第140条の63の6第1号ハに規定するサービス（以下「旧介護予防通

所介護における離島等におけるサービスに相当するサービス」という。) )

(イ) 有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援 (以下「通所型サービスB」という。)

ウ 法第115条の45第1項第1号ハに規定する第一号生活支援事業 (以下「その他の生活支援サービス」という。)

エ 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業 (以下「介護予防ケアマネジメント」という。)

(ア) ケアマネジメントA (介護予防支援と同様のケアマネジメント)

(イ) ケアマネジメントB (サービス担当者会議やモニタリングを省略したケアマネジメント)

(ウ) ケアマネジメントC (基本的にサービス利用開始時のみ行うケアマネジメント)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第5条 市長は、総合事業を、通知別記1の(1)ア(エ)の①(a)から(d)まで (一般介護予防事業にあっては、同(エ)①(a)、(b)又は(d)に限る。)のいずれかにより行うものとする。

2 市長は、総合事業のうち訪問介護員等によるサービス、通所介護事業者の従事者によるサービスについては、指定事業者により実施する。

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律 (平成26年法律第83号) 附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた事業者については、前項の指定事業者に含まれるものとする。

(指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額)

第6条 総合事業を指定事業者により実施するときのサービス事業に要する費用の額は、別表の区分及びサービスの種類ごとに、別表1に定める単位数に同表に定める1単位の単価を乗じて算定するものとする。ただし、旧介護予防通所介護における離島等におけるサービスに相当するサービスの単位数は、別表1に定める単位数に100分の90を乗じて、別表2のとおり算定するものとする。

2 前項の規定によりサービス事業に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

(指定事業者により実施するサービス利用の手続)

第7条 居宅要支援被保険者等が、指定事業者により実施するサービスを利用しようとするとき(介護予防サービスと併せて利用するときを除く。)は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書に介護保険被保険者証を添付して、市長に届け出なければならない。

2 市長は、居宅要支援被保険者等が、指定事業者により実施するサービスの提供を受けたときは、居宅要支援被保険者等に対し、支給すべき額の限度(以下「支給限度額」という。)において、サービス事業支給費を支給する。

3 前項のサービス事業支給費については、当該居宅要支援被保険者等に代わり、当該指定事業者を支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、居宅要支援被保険者等に対しサービス事業支給費の支給があったものとみなす。

5 サービス事業支給費の請求に対する審査及び支払に関する事務は、法第115条の45の3第6項の規定に基づき山口県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(指定事業者により実施するサービス事業支給費の額)

第8条 指定事業者により実施するサービス事業支給費の額は、第6条の規定によりサービスの種類ごとに算定されたサービス事業に要する費用の額(その額が現に当該サービスに要した費用の額を超えるときは、当該サービスに要した費用の額とする。)の100分の90(サービスの利用者が、第一号被保険者であって法第59条の2に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同条に規定する政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等である場合にあつては、100分の80又は100分の70)に相当する額とする。

(支給限度額)

第9条 介護保険法施行規則第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第197号)に定める様式第1(以下「基本チェックリスト」という。)の質問項目の回答が様式第2に掲げるいずれかの基準に該当した者(以下「事業対象者」という。)のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援1の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定に関わらず、利用者の状態(退院直後で集中的にサービスを利用することが自立支援につながると考えられるような場合等)により、市長が認めた場合は、事業対象者のサービス事業支給費の支給限度額は、要支援2の介護予防サービス費等の区分支給限度額相当とすることができる。

(高額介護予防サービス費等相当事業)

第10条 居宅要支援被保険者等が、保険給付と指定事業者により実施するサービス事業の両方を利用している場合において、法第51条又は法第61条に基づく高額介護サービス費

又は高額介護予防サービス費を算定後、高額介護予防サービス費に相当する額を算定し、当該額を支給する。

2 居宅要支援被保険者等が、保険給付と指定事業者により実施するサービス事業の両方を利用している場合において、法第51条の2又は法第61条の2に基づく高額医療合算介護サービス費又は高額医療介護合算予防サービス費を算定後、高額医療合算介護予防サービス費に相当する額を算定し、当該額を支給する。

3 第1項の高額介護予防サービス費相当事業における支給要件、支給額その他必要な事項は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「施行令」という。）第29条の2の2の規定を準用する。

4 第2項の高額医療合算介護予防サービス費相当事業における支給要件、支給額その他必要な事項は、施行令第29条の3の規定を準用する。

（本市の区域の外の事業所に係る特例）

第11条 第6条及び第7条の規定にかかわらず、指定事業者の指定に係る事業所が本市の区域の外にある場合であって市長が必要と認めるときは、当該事業所の所在する市町村（特別区を含む。）の要綱等で定めるところによる。

（事業の委託）

第12条 市長は、総合事業を法第115条の47第4項に規定する基準を満たす者（事業対象者に対して行う介護予防ケアマネジメントにあつては、同条第1項の厚生労働省令で定める者）に委託することができる。

（補助）

第13条 市長は、別に定めるところにより、総合事業（介護予防ケアマネジメントを除く。）を行う者に対して補助することができる。

（総合事業の利用料）

第14条 市長は、総合事業を通知別記1の(1)ア(エ)①(a)又は(b)の方法により実施するときは、市長が別に定めるところにより、居宅要支援被保険者等に対して総合事業に要する費用の一部を負担させることができる。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の萩市介護予防・日常生活支援総合事業サービス実施要綱（以下「新要綱」という。）の第12条の指定を受けようとするものは、前項の施行日前においても指定の申請を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定により、指定の申請があった場合には、施行の日前においても第12条の指定の可否を通知することができる。この場合において、その決定を受けたものは、新要綱第12条の決定を受けたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の萩市介護予防・日常生活支援総合事業サービス実施要綱（以下「新要綱」という。）の第12条の指定を受けようとするものは、前項の施行日前においても指定の申請を行うことができる。
- 3 市長は、前項の規定により、指定の申請があった場合には、施行の日前においても第12条の指定の可否を通知することができる。この場合において、その決定を受けたものは、新要綱第12条の決定を受けたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
  - (1) 改正後の第5条第1項の規定 平成29年4月1日
  - (2) 改正後の第8条の規定 平成30年8月1日
  - (3) 改正後の別記第2号様式の規定 平成30年10月1日

(経過措置)

- 3 この要綱の施行の際現に改正前の萩市介護予防・日常生活支援総合事業サービス実施要綱別記第2号様式の規定に基づき提出されている届出書は、改正後の萩市介護予防・日常生活支援総合事業サービス実施要綱の相当規定により提出されたものとみなす。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

区 分	サービスの種類	単位数	1単位の単価
訪問型サービス	訪問介護員等によるサービス	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)に定める単位数 ただし、訪問型サービス費ロについては適用しない。	10円に厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成27年厚生労働省告示第93号。以下「単価告示」という。）に定める萩市の地域区分における訪問介護の割合を乗じて得た額とする。
通所型サービス	通所介護事業者の従事者によるサービス	介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)に定める単位数 ただし、通所型サービス費ロについては適用しない。	単価告示に定める萩市の地域区分における通所介護の割合を乗じて得た額とする。

別表 2

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位
種類	項目						
A6	1211	通所型独自サービス/211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,618単位	1,618	1月につき
A6	1212	通所型独自サービス/211日割			53単位	53	1日につき
A6	1221	通所型独自サービス/212		事業対象者・要支援2	3,259単位	3,259	1月につき
A6	1222	通所型独自サービス/212日割			107単位	107	1日につき